

議案第 36 号

渋川市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 31 年 2 月 27 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市事務分掌条例の一部を改正する条例

渋川市事務分掌条例（平成 18 年渋川市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条各号列記以外の部分中「部」を「部等」に改め、同条第 4 号中「保健福祉部」を「福祉部」に改め、同条第 5 号中「農政部」を「スポーツ健康部」に改め、同条第 6 号中「商工観光部」を「産業観光部」に改め、同条に次の 1 号を加える。

（9） 危機管理監

第 2 条第 1 号中ウを削り、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 広報及び広聴に関する事項

第 2 条第 1 号中ケをコとし、エからクまでをオからケまでとし、オの前に次のように加える。

エ 行政改革に関する事項

第 2 条第 2 号中イ及びウを削り、エをイとし、オからキまでをウからオまでとし、クを削り、同条第 3 号中ウを削り、エをウとし、オをエとし、カをオとし、同条第 4 号中「保健福祉部」を「福祉部」に改め、同号中アを削り、イをアとし、ウをイとし、イの次に次のように加える。

ウ 高齢者に関する事項

第 2 条第 4 号エを削り、同条第 6 号を削り、同条第 5 号中「農政部」を「産業観光部」に改め、同号に次のように加える。

ウ 商業及び工業に関する事項

エ 観光に関する事項

オ 労働に関する事項

第 2 条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

（5） スポーツ健康部

- ア スポーツに関する事項
- イ 保健に関する事項
- ウ 国民健康保険及び国民年金に関する事項
- エ 介護保険に関する事項

第2条に次の1号を加える。

(9) 危機管理監

- ア 危機管理の統括に関する事項
- イ 消防防災及び市民の安全安心に関する事項

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
(渋川市特別職報酬等審議会条例の一部改正)
- 2 渋川市特別職報酬等審議会条例(平成18年渋川市条例第45号)の一部を次のように改正する。
第6条中「職員課」を「人事課」に改める。
(渋川市スポーツ推進審議会条例の一部改正)
- 3 渋川市スポーツ推進審議会条例(平成18年渋川市条例第118号)の一部を次のように改正する。
第8条中「総合政策部」を「スポーツ健康部」に改める。
(渋川市子ども・子育て会議条例の一部改正)
- 4 渋川市子ども・子育て会議条例(平成25年渋川市条例第28号)の一部を次のように改正する。
第7条中「保健福祉部」を「福祉部」に改める。

理 由

組織機構の変更に伴い、所要の改正をしようとするものである。

渋川市事務分掌条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（設置）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部等を置く。</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>（4） <u>福祉部</u></p> <p>（5） <u>スポーツ健康部</u></p> <p>（6） <u>産業観光部</u></p> <p>（7）・（8） （略）</p> <p>（9） <u>危機管理監</u></p> <p>（事務の分掌）</p> <p>第2条 部の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 総務部</p> <p>ア 秘書に関する事項</p> <p><u>イ 広報及び広聴に関する事項</u></p> <p><u>ウ 議会及び行政一般に関する事項</u></p> <p><u>エ 行政改革に関する事項</u></p> <p><u>オ 文書及び法規に関する事項</u></p> <p><u>カ 職員の人事、給与、研修及び福利厚生に関する事項</u></p> <p><u>キ 市の予算その他財務に関する事項</u></p> <p><u>ク 契約及び工事の検査に関する事項</u></p> <p><u>ケ 市税に関する事項</u></p> <p><u>コ その他他の所管に属しない事項</u></p> <p>（2） 総合政策部</p> <p>ア 市政の総合企画及び調整に関する事項</p> <p><u>イ 情報化に関する事項</u></p> <p><u>ウ 統計に関する事項</u></p> <p><u>エ 市の財産に関する事項</u></p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部__を置く。</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>（4） <u>保健福祉部</u></p> <p>（5） <u>農政部</u></p> <p>（6） <u>商工観光部</u></p> <p>（7）・（8） （略）</p> <p>（事務の分掌）</p> <p>第2条 部の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 総務部</p> <p>ア 秘書に関する事項</p> <p><u>イ 議会及び行政一般に関する事項</u></p> <p><u>ウ 消防防災に関する事項</u></p> <p><u>エ 文書及び法規に関する事項</u></p> <p><u>オ 職員の人事、給与、研修及び福利厚生に関する事項</u></p> <p><u>カ 市の予算その他財務に関する事項</u></p> <p><u>キ 契約及び工事の検査に関する事項</u></p> <p><u>ク 市税に関する事項</u></p> <p><u>ケ その他他の所管に属しない事項</u></p> <p>（2） 総合政策部</p> <p>ア 市政の総合企画及び調整に関する事項</p> <p><u>イ 広報及び広聴に関する事項</u></p> <p><u>ウ 行政改革に関する事項</u></p> <p><u>エ 情報化に関する事項</u></p> <p><u>オ 統計に関する事項</u></p> <p><u>カ 市の財産に関する事項</u></p>

オ 交通に関する事項

(3) 市民部

- ア 市民生活及び市民活動に関する事項
- イ 戸籍及び住民基本台帳に関する事項

ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する事項（地域污水处理に関する事項を除く。）

エ 環境に関する事項

オ 男女共同参画に関する事項

(4) 福祉部

ア 社会福祉に関する事項

イ こどもに関する事項

ウ 高齢者に関する事項

(5) スポーツ健康部

ア スポーツに関する事項

イ 保健に関する事項

ウ 国民健康保険及び国民年金に関する事項

エ 介護保険に関する事項

(6) 産業観光部

ア 農林水産業に関する事項

イ 土地改良に関する事項

ウ 商業及び工業に関する事項

エ 観光に関する事項

オ 労働に関する事項

(7) ・ (8) (略)

(9) 危機管理監

ア 危機管理の統括に関する事項

イ 消防防災及び市民の安全安心に関する事項

キ 交通に関する事項

ク スポーツに関する事項

(3) 市民部

- ア 市民生活及び市民活動に関する事項
- イ 戸籍及び住民基本台帳に関する事項

ウ 国民健康保険及び国民年金に関する事項

エ 廃棄物の処理及び清掃に関する事項（地域污水处理に関する事項を除く。）

オ 環境に関する事項

カ 男女共同参画に関する事項

(4) 保健福祉部

ア 保健に関する事項

イ 社会福祉に関する事項

ウ こどもに関する事項

エ 介護保険に関する事項

(5) 農政部

ア 農林水産業に関する事項

イ 土地改良に関する事項

(6) 商工観光部

ア 商業及び工業に関する事項

イ 観光に関する事項

ウ 労働に関する事項

(7) ・ (8) (略)

澁川市事務分掌条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表
澁川市特別職報酬等審議会条例（平成18年澁川市条例第45号）の一部改正

（附則第2項関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（庶務） 第6条 審議会の庶務は、総務部<u>人事課</u>において処理する。</p>	<p>（庶務） 第6条 審議会の庶務は、総務部<u>職員課</u>において処理する。</p>

澁川市事務分掌条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表
澁川市スポーツ推進審議会条例（平成18年澁川市条例第118号）の一部改正
（附則第3項関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（庶務） 第8条 審議会の庶務は、<u>スポーツ健康部</u>スポーツ課において処理する。</p>	<p>（庶務） 第8条 審議会の庶務は、<u>総合政策部</u>スポーツ課において処理する。</p>

澁川市事務分掌条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表
澁川市子ども・子育て会議条例（平成25年澁川市条例第28号）の一部改正
（附則第4項関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（庶務） 第7条 会議の庶務は、<u>福祉部</u> ことも課において処理する。</p>	<p>（庶務） 第7条 会議の庶務は、<u>保健福祉部</u> ことも課において処理する。</p>